

吉川市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成16年3月29日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年吉川市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第3条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第3条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第10号に掲げる開発行為
- (2) 条例第6条第1項第4号及び第8号に掲げる開発行為
- (3) 市街化調整区域において、平成15年6月1日以後に区画の変更のない土地において行う開発行為であって、当該土地の区画の変更を行わないもの
- (4) 市街化区域において、開発区域から公共施設に用いる部分を除いた部分を、当該部分を130で除した数を小数点第1位で四捨五入した数以内で区画し、かつ、区画された部分の面積が100平方メートル以上となる開発行為
(条例第6条第1項第3号の規則で定める建築物)

第3条 条例第6条第1項第3号の規則で定める建築物は、工場及び事務所であって、その延べ床面積が100平方メートル以下のものとする。

(条例第7条第4号の規則で定める場合)

第4条 条例第7条第4号の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合
- (2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

(条例第6条第4号イの規則で定める建築物)

第5条 条例第6条第4号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅(他の用途を兼ねるもの)	住宅(他の用途を兼ねないもの)
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法(昭和25年法律第201号)第87条にいう建築物の用途の異なる建築物
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	

(条例附則第2項の規則で定める敷地)

第6条 条例附則第2項の規則で定める敷地は、おおむね50以上の建築物(市街化区域に存するものを含む。)が連たんしている地域のうち、次の各号のい

ずれかに該当する土地とする。

- (1) 土地登記簿における地目が区域区分日前から宅地である土地
- (2) 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)による改正前の法第43条第1項第6号ロの確認を受けた土地又は平成13年5月18日以後に区域区分日前から宅地であった建築物の敷地として法第29条第1項若しくは法第43条第1項の許可を受けた土地
- (3) 区域区分日前から、宅地であったことを証する客観的な資料があると認められ、又は宅地であったことを示す証明書等が行政機関等から交付された土地

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中「第2条」を「第3条」に、同条第2号及び第3条中「第5条」を「第6条」に、第4条及び第5条中「第6条」を「第7条」に改める改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則44号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。